

21. 市税延滞金及び加算金

制 度 の 概 要

1. 市税延滞金

納税者等は、納期限後はその税金を納付する場合においては、当該税額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

【旧基準】

- ※1 平成12年1月1日～平成25年12月31日までの間における延滞金の年7.3%の割合は、各年の特例基準割合（※2）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。
- ※2 各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合。

【新基準】

- ※3 平成26年1月1日以降の延滞金の割合は、各年の特例基準割合（※4）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては①年14.6%の割合については当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合、②年7.3%の割合については当該特例基準割合に年1%を加算した割合（加算した割合が年7.3%を超える場合については年7.3%の割合）とする。
- ※4 各年の前々年の10月～前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。

期間	特例基準割合	納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納付した日までの期間
平成12年1月1日から平成13年12月31日まで	4.5%	4.5%	14.6%
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	4.1%	4.1%	
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	4.4%	4.4%	
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	4.7%	4.7%	
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	4.5%	4.5%	
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	4.3%	4.3%	

期間	特例基準割合	納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納付した日までの期間
	A	A+1%	A+7.3%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	1.9%	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	1.8%	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	1.7%	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	1.6%	2.6%	8.9%
令和3年1月1日から	1.5%	2.5%	8.8%

※令和3年より「特例基準割合」は「延滞金特例基準割合」に読み替え

2. 加算金（各加算金は、他の加算金と併課されない。）

- ・過少申告加算金・・・申告期限までに提出のあった申告を更正又は修正申告した場合

率＝更正による不足税額又は修正申告によって増加した税額（対象不足額等）に対して10%
 （対象不足額等のうち、期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分の税額に対しては、5%を加算）

- ・不申告加算金・・・①期限後申告又は決定、②期限後申告後の修正申告又は更正、③決定後の修正申告又は更正

率＝当該税額に対して15%

- ・重加算金・・・・・・・納税者等が、課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装して申告等をした場合

率＝過少申告等の場合、過少申告加算金に代えて対象不足額等に対して35%

＝不申告等の場合、不申告加算金に代えて当該税額に対して40%

※ 延滞金又は加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に千円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

※ 延滞金又は加算金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	323,854	269,955	256,199	218,222	190,025